

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1714

7 月 の 税 務

《も く じ》

- 1, 所得税の予定納税額の納付
通知期限…7月31日
- 2, 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月16日
- 3, 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- 4, 6月分源泉所得税の納付
納期限…7月10日（6か月ごとの納付の特例の適用を受けている場合、1月から6月までの徴収分を7月12日までに納付）
- 5, 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所得税）・法人住民税）
申告期限…7月31日
- 6, 2月、5月、8月、11月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…7月31日
- 7, 11月決算法人の中間申告（法人税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…7月31日
- 8, 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…7月31日

◎税務のニュース

審議会／審議会が議論開始／最低賃金、
上げ幅焦点 …2

◇中小企業経営者のための豆知識

未払費用・未払金の計上
1. 未払費用・未払金とは …3
2. 会計上のルール …4
3. 税務上の「未払費用&未払金」
の要件 …5
4. 未払費用の仕訳例 …5

▲中小企業経営者のための豆知識

相続税改正 2019年7月1日に施行されるもの
1. 持戻し免除の意思表示の推定規定…9
2. 遺産分割前の払戻し制度の創設等…9
3. 遺留分制度に関する見直し …10

○中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】
9 圧縮記帳
(5) 平成21年・22年に土地等を先行して
買った場合の特例 …11

▼中小企業経営者のための経営・法律相談

◎給与の口座振り込みの手続 …13

△中小企業経営者のための仕訳の実例

◎受取利息の仕訳

1. 受取利息とは
(1) 受取利息の定義・意味など …15
2. 受取利息の決算等における位置づけ等
(1) 受取利息の財務諸表における区分表示
と表示科目 …16

未払費用・未払金の計上

未払費用・未払金の計上は、期末決算のギリギリでも使える節税法です。

未払費用・未払金の計上とは、「今期に発生した費用で、支払が来期になって未払いのものを、当期の決算に計上する」というものです。

外注費や仕入代金は金額が大きいので、漏れなく計上されているでしょうが、金額の小さなものは見逃されているケースもあります。

小さな金額でも、チリも積もれば大きくなります。しかも、未払費用・未払金を使った節税は、追加のキャッシュアウトも伴わず、手軽に利用できるというメリットもあります。

期末の決算対策で、ぜひとも使っておきたい節税法です。

1. 未払費用・未払金とは

貸借対照表の負債の部に計上される「未払費用」と「未払金」の違いもよく質問される項目です。いずれも、購入した財（モノ）や役務（サービス）などの対価の支払いが未了であり、将来精算すべき負債である点は共通しています。

未払金とは、ざっくり言うと、ものを購入したりサービスの提供を受けたりした場合に、その代金を後から支払うときに使う勘定科目です。

ただし、売上の原価となる商品や材料の仕入代金や外注費など営業取引にかかわる取引については、「買掛金」を使います。

未払金を使う具体例としては、事務用品や消耗品、備品などを後払いで購入した場合や、広告のデザインや自動車の修理を後払いで依頼した場合などが挙げられます。

未払金は、勘定科目5分類（資産・負債・純資産・収益・費用）のうち「負債」に属する勘定科目です。

負債の勘定科目は、事業の財政状態を表す「貸借対照表」の右側に位置する「貸方」側に表示され、一定時点での負債（借金などマイナスの財産）がどのくらいあるかを知ることができます。

また、負債は、その支払期限により、流動負債と固定負債とに区分されます。具体的には、その支払期限が貸借対照表の日付の翌日から1年以内であるかどうかによります。

1年以内に支払う未払金であれば「未払金」として流動負債に、1年を超えるのであれば「長期未払金」として固定負債に表示します。

ただし、個人事業主が青色申告をする場合、税務署に提出する青色申告決算書では、負債の部があるだけで、流動負債・固定負債の区別をするところまでは求められていません。

未払金と未払費用は似たような言葉ですが、その意味が大きく違います。

未払金はものやサービスの提供を受けた時点で代金を支払うことが確定する

ので、それぞれが単発の取引として未払金の計上時期になります。もちろん、同じ取引先で何回も購入が行われ、月まとめて支払うような場合はその締め日にまとめて計上することでも構いません。

これに対して、未払費用は継続してサービスの提供を受けたりする場合に、その代金が後払いとなっているものに使う勘定科目です。

未払金はものの引き渡しやサービスの提供が終わっているのに対して、未払費用は途中経過なのです。

未払費用を使う具体例としては、借入金の利息や給与、家賃などで後払いになるものが挙げられます。

なお、時の経過に伴って費用が発生するため、未払費用は決算日など一定の計上時期でその期間分の金額を計算する必要があります。

2. 会計上のルール

会計上のルールでは、「未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないものをいう」とあります。水道光熱費、家賃、給料、保険料、支払利息などの取引が該当します。

ポイントは、サービスの提供を継続的に受け、かつ、契約の全てが完了していないという点です。

例えば、従業員の給料を毎月20日締月末払いとしている場合、21日～月末までの従業員の勤務分は来月20日締分に含まれますが、月次決算では、21日～月末にすでに会社に提供された勤務分を、未払費用として計上します。

例) 21日～月末までの勤務分が100である場合

借方)	給料	100	貸方)	未払費用	100
-----	----	-----	-----	------	-----

これに対して、未払金は「広告料、販売手数料、売上割戻金等の未払額（未払費用に属するものは除く）は、・・・未払金に属するものとする」とされます。また、以前は「特定の契約等により既に確定している債務のうち、未だその支払が終わらないもの」と定義されていました。

具体的には、上記の費用項目以外に固定資産の購入などが挙げられます。

ポイントは、未払費用と異なり単発の取引が対象となり、かつ契約上の取引や期間が終了している点です。

例えば、固定資産が納入、据付、試運転を経て検収が終了した状況で、通常、債務が確定したと考えられます。そして、当月末に購入額の支払いが未了の場合に購入額を未払金として計上します。

未払金と未払費用は、いずれも債務の支払いが決算時点から1年以内に到来するものは流動負債、1年超のものは固定負債（長期未払金、長期未払費用）となります。

ちなみに、未払金のうち原材料や商品など会社の営業（主な事業）に関する仕入の未払額は「買掛金」とされます。

実務上では、継続的なサービス提供の場合であっても、既に契約期間が終了した部分の未払額について請求書を入手した分は確定債務として未払金に区分される場合があります。

3. 税務上の「未払費用&未払金」の要件

法人税法（第22条第3項）では、損金（＝税法上の費用）に算入できる範囲は、「償却費以外の費用で 当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く」と定められています。

つまり、「債務が確定している経費（費用）」であれば、損金に算入できるということです。この考え方を「債務確定主義」、「債務確定基準」といいます。

税務上、「債務が確定している経費（費用）」と認められるためには、以下の3つの要件に当てはまる必要があります。そして、これの要件を満たしている経費であれば、未払計上（未払費用、未払金で処理）してよいことになっています。

- ① 当該事業年度終了の日（＝決算日）までに債務が成立していること⇒支払い義務が確定していること
- ② 決算日までに具体的給付をなすべき原因事実が発生していること⇒法律上支払う契約があること
- ③ 決算日までに金額の合理的算定が可能なこと⇒金額が明らかであること、金額が計算できること

つまり、（税務署は）「既に商品やサービスの提供を受けていて（原因事実が発生）、支払金額がカチッと確定されていて（債務が成立、支払いが確定）、請求書が届いていたり支払いの明細が明らか（金額を合理的に算定）になっていれば、経費（損金）と認めますよ」ということです。

4. 未払費用の仕訳例

未払計上できる経費の科目としては、会社負担分の社会保険料、固定資産税、従業員給与、水道光熱費、新聞代、事務所家賃、保険料、電話代、プロバイダ代などがあり、以下のような2パターンの仕訳の方法があります。

下の①の仕訳（毎月末に未払計上するケース）は、毎月の期間損益を反映する処理方法ですので、こちらの仕訳処理を選択している会社も多いようです。

期間損益をより正確に計算できますので、試算表を活用した「月次の収支分析」などに役立つ方法です。

②の仕訳（支払い時にのみ費用計上&期末に未払計上するケース）は、金額も少額、毎月の金額の変動も大きくない、なおかつ毎月未払計上するのが煩雑である場合に、こちらを採用しているようです。

- ① 毎月末に未払計上するケース（期間損益を重視した仕訳処理）

8月分の電話代を、月末に費用計上した（便宜的に月末としました）。

	(借方)		(貸方)
通信費	2,000	未払費用	2,000

9月5日（銀行引き落とし日）に、普通預金から引き落とされた。

	(借方)		(貸方)
未払費用	2,000	普通預金	2,000

- ② 支払い時に費用計上&期末に未払計上するケース（簡略化を重視した仕訳）
8月分の電話代が、9月5日（銀行引き落とし日）に普通預金から引き落とされた。

	(借方)		(貸方)
通信費	2,000	普通預金	2,000

3月の決算期末に3月分の電話代を未払計上した。

	(借方)		(貸方)
通信費	2,050	未払費用	2,050

翌期首（4月1日）に再振替仕訳（振り戻し処理）をした。

	(借方)		(貸方)
未払費用	2,050	通信費	2,050

5. 従業員の給与、賞与を未払費用として計上

① 未払給与

期末に支払っていない給与（締め後給与）も、未払い計上できる場合があります。

例えば、給与の計算期間が、毎月25日締めの翌月10日払いだった場合、26日～月末までの給与を日割りで計算して、未払い計上する（当期の費用にする）ことも可能です。この場合、社会保険料の会社負担分についても、未払い計上するケースが多いかと思います。

未払給与を決算で計上する場合は、原則的には給与規定などにおいて、給与の計算期間や支給日が明確にされている必要があります。さらに、一度未払給与を計上したら、翌期以降も継続して計上する必要があります。

なお、役員報酬については、役員と会社との関係が委任契約ですので、役員報酬の日割り計算という考え方はないものと一般的に解されています。

② 決算賞与

当期に思いがけず利益が出たからと言って、期末日を過ぎてから決算賞与を計上しようとする会社が意外と多いです。

確かに、決算賞与を計上することで会社の税金は安くなり、従業員に還元することができる場合もありますが、決算賞与を税務上も当期の費用に計上するためには、次の要件を満たさなくてはなりません。

- ・期末までに、支給額を各人別に、かつ、すべての使用人に通知していること。
基本的には、書面で通知をしていることが望ましいです。

- ・その通知日の属する事業年度の末日の翌日から1か月以内（要は、翌期が始まって1か月以内）に支給額のすべてを使用人に支払っていること
- ・通知日の属する事業年度で損金経理すること（帳簿に費用として計上すること）

なお、役員や親族（みなし役員）に決算賞与を支給しても、役員に対する定期同額給与に該当しないため、税務上の費用としては認められないこともありますので注意が必要です。

6. 社会保険料も対象

社会保険料も未払費用の計上ができます。社会保険料は労使折半です。

このとき、

- ・従業員個人が負担する社会保険料は、給料から天引きして一旦会社が預かる
- ・会社負担分は月末に未払費用として計上する
- ・その合計額を年金事務所に納付する

という流れになります。

要は、会社負担分の社会保険料は、未払費用として処理しても大丈夫なのです。未払い計上できる理由は、「保険料の対象となった月に納付義務が確定している」からです。

しかし、中には会社負担分の社会保険料を、実際に支払った月に損金算入しているケースがあります。

未払費用の計上は、あくまで課税の繰延べ効果しかありませんが、社会保険料の負担は大きく、従業員が多ければその額はまとまったものになります。未払費用として当期に計上することを検討してみるのも方法です。

7. お金の出ていかない節税

節税をするなら、最初に考えたいのが「お金の出ていかない節税」です。

節税は利益を減らすことが基本なので、余計なキャッシュアウトが伴うパターンが多いです。しかし「未払費用の計上」には、追加のキャッシュアウトは生じません。繰延べ効果しかないとはいえ、その点が前払費用を使った節税とは違う点です。

8. 未払費用・未払金の注意点

実は、税務上、未払費用を使うはずの経費に「未払金」を使っても、特に問題にされません。なぜなら、未払費用の「定義」は、あくまでも会計上の定義（企業会計原則注解）であって、税務上（税法上）の要件ではないからです。

それよりも、税務上においては、「一旦、未払費用あるいは未払金の科目を使用したら、翌年度以降も継続して同じ科目を使用しなければならない」ということが求められます。

月によって未払金を立てたり、立てなかったりというのもアウトです。つまり、「継続性」が重要です。

昨年は「未払金」を使用したけれど、今年は「未払費用」を使おうかなといった、コロコロ変わるような処理は、税務上、問題となってしまいます。

このため、例えば、「水道光熱費の未払計上分は、未払費用を使う」と決めたら、その後も継続して「未払費用」勘定を使用し続けることが大事です。

とはいえ、普段から、会計上の基準で「未払費用」と「未払金」の区別をしておけば、何か新しい支払いが発生した際にも特に混乱することなく処理できるかと思えますので、この会計上の区分も頭に入れておくといいですね。

余談ですが、企業会計原則をはじめとする会計基準は、法律ではありませんが、慣習法として法体系の一部に組み込まれている「規範」(＝ルール)になります。このため、日常の経理においては、会計基準を念頭に置いて処理することが求められます。

9. 未払費用・未払金の節税以外のメリット

未払費用・未払金の計上には、節税以外にもメリットがあります。

管理会計という点から見ると、当期に発生した費用を当期で経理処理するのは、実情に合った方法です。

今年いくら利益が出たのか、正確に把握できるからです。

また、未払費用・未払金を、勘定科目の「買掛金」と仕分けしておくことも経営上の問題発見に役立ちます。

未払費用も未払金も「掛け」の購入あることに変わりませんが、買掛金と違うところは、営業外で発生した費用であることです。

買掛金は営業上の取引先との買掛取引の額になり、未払費用・未払金とは買掛の意味合いが違ってきます。

仮に、同じ買掛金で処理してしまうと、営業上の取引先の買掛期間を正確に把握することができません。

これは資金繰りに深く影響してくることです。

それに、未払費用・未払金を買掛金と一緒にしてしまうと、買掛金が膨らんでしまいます。

それにより、財務指標の流動性比率が低くなってしまいます。

流動性比率は銀行融資のスコリングの評価対象なので、数値が悪くなるのは資金調達にとってマイナスです。

10. まとめ

未払費用・未払金は、一つ一つの金額は小さいかもしれませんが、まとめると大きな金額になるかもしれません。

知らなかった、忘れていたでは、節税できていたものもできなくなります。

もちろん、未払費用・未払金とも課税の繰延べ効果しかありませんが、追加のキャッシュアウトを生じないという点ではメリットのある節税です。

小さいものもコツコツ集めて計上しておきましょう。

相続税改正 2019年7月1日に施行されるもの

2019年7月（一部は1月）から相続に関する法律（相続法）の改正が施行されます。40年ぶりに相続税の大改正が予定ということもあり注目が集まっています。一体何が変わり、どうなるのでしょうか。一部抜粋し改正します。

令和元年（2019年）7月1日～

- ① 婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置
- ② 預貯金の払戻し制度の創設
- ③ 遺留分制度の見直し
- ④ 特別の寄与の制度の創設
- ⑤ 相続の効力等に関する見直し

1. 持戻し免除の意思表示の推定規定

民法上、相続人に対して遺贈または贈与が行われた場合には、原則として、その贈与を受けた財産も遺産に組み戻した上で相続分を計算し（持戻し）、また、遺贈又は贈与を受けた分を差し引いて遺産を分割する際の取得分を定めることとされています。

このため、被相続人が生前、配偶者に対して居住の用に供する建物又はその敷地（居住用不動産）の贈与をした場合でも、その居住用不動産は遺産の先渡しとされたものとして取り扱われ、配偶者が遺産分割において受け取ることができる財産の総額がその分減らされていました。その結果、被相続人が「自分の死後に配偶者が生活に困らないように」との趣旨で生前贈与をしても、原則として配偶者が受け取る財産の総額は、結果的に生前贈与をしないと変わっていませんでした。

そこで、結婚期間が20年以上の夫婦間で配偶者に対して居住用不動産の遺贈又は贈与がされた場合には、「遺産分割において持戻し計算をしなくてよい」という旨の被相続人の意思表示があったものと推定して、原則として、遺産分割における計算上、「遺産の先渡しとされたものとして取り扱う必要がない」とこととしました。これにより、配偶者が遺産分割においてより多くの財産を取得することができるようになります。

2. 遺産分割前の払戻し制度の創設等

相続された貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれるため共同相続人による単独の払戻しができません（いわゆる「口座凍結」）。そうなると、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要がある場合にも、遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預貯金の払戻しができなくなってしまいます。

そこで、各共同相続人は、金融機関の窓口において、自身が被相続人の相続人であること、そして、その相続分の割合を示した上で、遺産に属する預貯金債権のうち、口座ごとに次の計算式で求められる額までについては、家庭裁判所の判断を経ないで、なおかつ他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しができることとしました。

単独で払戻しをすることができる額＝（相続開始時の預貯金債権の額）×
（3分の1）×（当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分）

※ ただし、同一の金融機関に対する権利行使は、法務省令で定める額（150万円）を限度とします。

3. 遺留分制度に関する見直し

遺留分制度とは、一定範囲の相続人に対して、被相続人の財産の一定割合について相続権を保障する制度です。被相続人がこの割合を超えて生前贈与や遺贈等をした場合には、これらの相続人は、侵害された部分を取り戻すことができます。この権利を遺留分減殺請求権といいます。

遺留分減殺請求権を行使すると、遺留分権者と遺贈等を受けた者との間で複雑な共有※の状態が発生し、事業承継等の障害が発生する場合があります。

※ 共有とは、数人がそれぞれ共同所有の割合としての持分を有して、一つの物を所有すること。共有状態になると単独で共有物の変更（処分を含む）・管理（賃貸借契約の設定や解除等）ができなくなる。

そこで、遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化し、遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に発生することを回避できるようにしました。また、このことにより、「遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたい」という遺言者の意思を尊重することもできます。

もっとも、その請求を受けた者が金銭を直ちには準備できないということもあります。そこで、受遺者等は、裁判所に対し、金銭債務の全部又は一部の支払につき、期限の許可を求めることができるようにしました。

4. 相続人以外の貢献を考慮するための方策

被相続人を療養看護等する者がいたという場合に、その者が相続人であれば寄与分等による調整が可能です。

一方、その者が相続人ではないというときには、相続財産から何らの分配も受けることはできません。このような結果は、被相続人の療養看護等を全くしなかった相続人が相続財産から分配を受けることと比較して不公平ではないかという指摘がされてきました。

そこで、例えば、長男の妻のような相続人以外の親族（＝6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）が無償で被相続人に対する療養看護その他の労務の提供により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合には、相続人に対して金銭の支払いを請求できることとしました。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

9 圧縮記帳

(5) 平成21年・22年に土地等を先行して買った場合の特例

平成21年度の税制改正により、次のような「土地等を先行して買った場合の課税の特例制度」が創設されました。

- ・ 法人が
- ・ 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に
- ・ 日本国内にある土地又は土地の上に存する権利（土地等）を買って
- ・ 買った日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに
- ・ その買った土地等（先行取得土地等）について
- ・ この特例の適用を受ける旨等を記載した「届出書」を
- ・ 所轄税務署長に提出した場合において
- ・ 買った日を含む事業年度終了の日後10年以内に
- ・ その法人が所有する他の土地等を売ったときは
- ・ その先行取得土地等について
- ・ 他の土地等の売却益の80%又は60%相当額を限度として
- ・ 圧縮記帳することができる

なお、たな卸資産となる土地等については、この特例の適用がありません。
また、次による先行取得土地等についてもこの特例の適用がありません。

- イ その法人の特殊関係者から買った場合
- ロ 合併・分割・贈与・交換等による場合
- ハ 所有権移転外リース取引による場合等

この特例を受ける場合の圧縮限度額は、次の算式で計算した金額となります。

- ・ 平成21年中に買った先行取得土地等

$$\text{売却益} \times 80\%$$

- ・ 平成22年中に買った先行取得土地等

$$\text{売却益} \times 60\%$$

この場合の、売却益というのは、

$$\text{売った代金} - (\text{売った資産の簿価} + \text{売ったときの経費})$$

で計算した金額です。

特定資産の買換え特例の場合の圧縮限度額とは、計算式が異なります。ご注意ください。

◆◇ま と め◇◆

- 1 圧縮記帳は、税金をかける時期を先に延ばすものである
- 2 資産を交換しても、時価で売却益を計上する
- 3 交換の圧縮記帳の条件は、お互いに一年以上所有していた固定資産である土地と土地を交換して、前と同じ用途に使わなければならない
- 4 交換差金は、時価の高い方の金額の20%以下でなければならない
- 5 既成市街地にある土地を売って、既成市街地外にある土地を買ったときに圧縮記帳できる
- 6 長期所有の土地を売って、建物などの減価償却資産を買ったときに圧縮記帳できる。
- 7 特定資産の買換えは、売った年度を中心にして前1年、次1年の3年間で買えばよい
- 8 買換え資産は、買った日から1年以内に会社の事業に使わなければならない
- 9 特定資産の買換えは税金がかかる
- 10 特定資産の買換えは、売った代金を全部使うと税金が一番安くなる
- 11 特定資産の買換えは、損金経理でも株主資本等変動計算書でもどちらでも良い
- 12 平成21・22年に土地等を先行して買った場合、売却益の80%又は60%の圧縮記帳をすることができる

中小企業経営者のための

経営・法律相談

給与の口座振り込みの手続

事 例

最近、友人の会社で、社員の給与支払いのために用意しておいた現金が何者かに盗まれるという事件があり、大変ショックを受けています。

当社でもこれまで給与を現金で支払ってきましたが、この事件を教訓に、これからは口座振込みに切り替えようと考えています。口座振込みに切り替えるには、何か手続きを踏むことが必要でしょうか。

◇アドバイス◇

給与を口座振込みに切り替えるには、まず文書で社員一人ひとりの申出又は同意を得え、次に社員の代表者との間で、文書による協定を結ぶことが必要です。

◆◇解 説◇◆

給与の口座振込みは、「給与を安全、かつ、確実に社員に支払える」、「給与の支払い事務の合理化、効率化を図れる」、「金融機関との結びつきを強化できる」などのメリットがあります。

しかし、会社側の意向で勝手に口座振込みに切り替えることはできません。これは、労働基準法で、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」（第24条）と定められているからです。

給与を口座振込みに切り替えるには、まず文書で社員一人ひとりの申出又は同意を得ることが必要です。この文書には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

- ① 口座振込みを希望する給与の範囲及びその金額
- ② 指定する金融機関店舗名・預金貯金の種類・口座番号、又は証券会社店舗名・証券総合口座の口座番号

③ 開始希望時期

次に、社員の代表者との間で、次に掲げる事項を記載した文書による協定を結ぶことが必要です。

- ① 口座振込み対象社員の範囲
- ② 口座振込みの対象となる給与の範囲及びその金額
- ③ 取り扱い金融機関及び取り扱い証券会社の範囲
- ④ 実施開始時期

ちなみに、口座払いについての協定の例を示すと、次のとおりです。なお、この労使協定は労働基準監督署に届け出る必要はありません。

給与の口座払いに関する協定

有限会社〇〇と社員代表とは、給与の口座払いについて、次のとおり協定する。

第一条（対象者の範囲） 口座振込みの対象者は、口座振込みを会社に申し出た者及び同意した者とする。

第二条（対象となる給与の範囲及びその金額） 口座振込み対象となる給与及びその金額は、各人に支払われる月例給与及び賞与の全額とする。

第三条（取り扱い金融機関・証券会社の範囲） 取り扱い金融機関及び証券会社は、社員が指定した金融機関及び証券会社とする。

第四条（実施開始時期） 口座振込みは、平成 年 月 日から実施する。

平成 年 月 日

〇〇会社 社長〇〇〇〇

〇〇会社 社員代表〇〇〇〇

会社は、給与の口座振込みの対象となった社員に、給与の支払日に、次に掲げる事項を記載した明細書を交付することが必要です。

- ① 基本給、手当その他給与の項目ごとにその金額
- ② 所得税、住民税、社会保険料等、給与から控除した費目とその金額
- ③ 口座振込みをした金額

このように、口座振込みについては、本人の申出又は同意が必要です。会社が「社員全員について口座払いに切り替えたい」と思っても、現金払いを希望する社員がいれば、その社員に対しては口座払いはできません。しかし、口座払いの社員もいれば現金払いの社員もいるというのでは、給与支払事務はかえって煩雑になってしまいます。また、誰は口座振込みで、誰は現金払いなのか、その取扱いを間違えてしまう危険性もあります。このため、会社として口座払いへの切り替えを提案したときに難色を示す社員には、「社員にとっても会社にとってもメリットがあること」を説明し、理解を求めることにするのがよいでしょう。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎受取利息の仕訳

1. 受取利息とは

(1) 受取利息の定義・意味など

受取利息とは、普通預金・定期預金などの銀行等の預金利息や貸付金などに関して受け取った利子・利息を処理する収益勘定をいう。

(2) 法人・個人の別

◇法人

受取利息は法人特有の勘定科目である。

なお、個人事業主の場合、銀行等の預金利息は事業所得ではなく、利子所得として取り扱われるため、受取利息勘定は用いずに事業主借勘定で処理する（後述）。

(3) 受取利息の範囲・具体例

受取利息で処理する利子・利息は、例えば、次のものから生じる。

- ・銀行その他の金融機関の預貯金
 - ・普通預金
 - ・定期積金
 - ・金銭信託
 - ・貸付信託
 - ・公社債投資信託など
- ・貸付金
- ・債券
 - ・公社債
 - ・公債
 - ・国債
 - ・地方債
 - ・社債
 - ・金融債など
- ・手形
 - ・手形割引
 - ・手形の更改

◇債券

債券から生ずる利子については、受取利息勘定ではなく、有価証券利息勘定で処理をする場合もある。

なお、日商簿記では受取利息とは区別して有価証券利息勘定が使用されており、また、後述するように、財務諸表規則でも貸借対照表の表示科目として受取利息と有価証券利息を区別するべきものとされている。

(4) 受取利息と関係する概念

受取利息と支払利息

貸付金・借入金の利息を処理するための勘定科目として受取利息と支払利息がある。

◇受取利息

貸し付けた金銭に係る利子・利息を受け取った場合に使用する。

◇支払利息

借り入れた金銭に係る利子・利息を支払った場合に使用する。

(5) 他の勘定科目との関係

◇受取利息配当金

受取利息は、受取配当金とあわせて受取利息配当金という科目を使用する場合もある。

◇有価証券利息

受取利息との区別に迷うものに、有価証券利息がある。

前述したように、実務上、公社債などの有価証券の利子は、有価証券利息の科目を用いて区分することがある。

この点、企業会計原則では、特に受取利息と有価証券利息を区別する規定はないが、財務諸表等規則では、貸借対照表の表示科目としては区別して表示すべき旨が規定されている。

したがって、少なくとも証券取引法の規制の対象となるような株式会社では、両者を区別すべきということになる。

2. 受取利息の決算等における位置づけ等

(1) 受取利息の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業外損益の部
> 営業外収益 > 受取利息

(2) 区分表示

◇営業外収益

受取利息は営業外収益に属するものとして表示する。

(3) 表示科目

◇受取利息

受取利息については財務諸表等規則90条で区分掲記が定められているので、原則として受取利息として表示する。

3. 受取利息の会計・簿記・経理上の取り扱い

会計処理方法

(1) 利息（利子）の計算方法

$$\text{利息の金額} = \text{貸付（借入）金額} \times \text{年利率} \\ \times \text{貸付（借入）日数（月数）} / 365\text{日（12カ月）}$$

(2) 期中

◇法人の場合

銀行などの預金利息（普通預金・定期預金などの利子・利息）が振り込まれたときや貸付金の利息を受け取ったときは受取利息勘定の貸方に記帳して収益計上する。

・源泉徴収

受取利息のうち、預貯金や債券の利子等については、それを支払う金融機関で、所得税15%と住民税（道府県民税の利子割）5%が、天引き（源泉徴収（特別徴収））される。つまり、受取利息から源泉徴収分の20%を差し引いた残りの金額が、実際の手取額となる。

受取利息から源泉徴収された税金は、税金の前払いとみなされるため、確定申告時には、納付すべき税額からこの前払い分を全額差し引き、残額を納付することになる。

そこで、受取利息として計上する額は、手取額ではなく、源泉徴収前の税込の総額とする。

例えば、銀行から利子として銀行口座に振り込まれた金額が8,000円の場合、受取利息は1万円となる。

または、手取額を受取利息として計上してもよい。そして、天引きされた源泉所得税や住民税については、租税公課や仮払法人税等（仮払税金）勘定などを用いて処理をする。

◇個人事業主の場合

・事業主借

個人事業主の場合、利息は事業上の収益にはあたらず、課税は個人に利子所得としてかかるので、事業用の帳簿からは除く。したがって、受取利息勘定ではなく事業主借勘定で処理する。

(3) 期末（決算時）等

◇決算整理事項（決算整理仕訳）

受取利息については、実現主義（発生主義をさらに厳格化したもの）にもとづき、原則として、期末に決算整理事項のひとつとして収益の繰延又は収益の見越を行う。

・収益の繰延

当期に収益として受け取った金額のなかに、次期以降の期間に対する収益が含まれている場合、その次期以降の期間に対する収益を当期の収益から控除し、次期以降に繰り延べる会計処理（収益の繰延）を行う。

具体的には、次期以降の期間に対する収益の金額を、受取利息勘定などの借方に記帳して当期の損益計算から除去するとともに、前受利息（または前受収益）勘定（負債）の貸方に記帳して貸借対照表の負債の部に計上する。

(4) 翌期首

◇再振替仕訳

翌期首には、負債として繰り延べられた金額を収益に戻す、または資産として見越された金額を収益から控除する会計処理（再振替仕訳）を行う。すなわち、決算整理仕訳で行った仕訳の反対仕訳を行う。

具体的には、収益の繰延を行っている場合は、受取利息勘定の貸方に記帳するとともに前受利息（または前受収益）勘定（負債）の借方に記帳し、収益の見越を行っている場合は、受取利息勘定の借方に記帳するとともに未収利息（または未収収益）勘定（資産）の貸方に記帳する。

(5) 例外

◇重要性の原則

重要性の原則から、重要性の乏しいものについては、継続適用を前提にして、負債又は資産に計上しなくてもよいとされている（つまり、受取日にすべて収益に計上するだけですみ、期末にわざわざ前受収益勘定（負債）又は未収収益勘定（資産）に振り替える必要はない）。

(6) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 定期預金の受取利息を受け入れたとき

例題 1年満期の定期預金に対する受取利息15万9,370円が、源泉所得税15.315%及び地方税利子割5%を差し引かれて普通預金に振り込まれた。

普通預金	159,370	受取利息	200,000
法人税、住民税及び事業税	40,630		

★ポイント★ 常に税込みで仕訳する方がよい。会社の規模によっては、「法人税、住民税及び事業税」とは別に「源泉所得税」、「地方税利子割」の科目を独立して使用するケースもある。

2 1年定期預金の利払期が期末に未到来のときと利払期が到来したが書替え等が未完了のとき

例題 当社は3月31日決算日であるが、当社が銀行に有する1年満期定期預金1,000万円（年利率1%）は、満期日が5月31日である。同じく1年満期定期預金2,000万円（年利率1%）は、すでに3月25日に満期日が到来しているが、書換えなどが3月31日までに完了していないため、受取利息も3月31日までには受け取っていない。

		1,000万円口は仕訳なし		
3/25	未収入金	159,370	受取利息	200,000
	法人税、住民税及び事業税	40,630		

- ★ポイント★**① 預金、貯金、貸付金等から生ずる受取利息で、その支払期日が1年以内の一定期間ごとに到来するものの額につき、継続してその支払期日の属する事業年度に益金に算入している場合、これが認められる。
- ② 例題の1,000万円の受取利息は、今年度3月期に入れなくてもよい。一方、2,000万円は3月31日までに利払期が到来しているので、上記の計上を要する。
- ③ 源泉所得税等は、税額計算に重要な関係があるので、その処理は慎重に計上したい。金融機関以外の貸付金については、源泉所得税等は生じない。

3 2年定期預金の利払期日が会社の決算期末に未到来のとき

例題 当社の決算日は3月31日であるが、前年10月1日に2年定期預金2,000万円（年利率1%）に現金を預け入れた。

10/1	定期預金	20,000,000	現金	20,000,000
------	------	------------	----	------------

- ★ポイント★** 2年定期預金でも1年ごとに利息の計算をすることになるので、その支払期日の属する事業年度に継続して益金に算入している場合には、これが認められる。
- したがって、3月31日に未収利息を計上する必要がないことになる。

4. 受取利息の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

消費税法上、受取利息は非課税取引にあたり、消費税は課税されない。なお、受取配当金は不課税となる。